令和７年第３回広野町議会臨時会会議録目次

第１日　　５月９日（金曜日）

○議事日程 …… 1
○出席議員 …… 1
○欠席議員 …… 1
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 …… 1
○本会議に出席した事務局職員 …… 2
○開会の宣告 …… 3
○会議録署名議員の指名 …… 3
○会期の決定 …… 3
○議案第２９号　工事請負契約の締結について …… 3
○議案第３０号　広野町監査委員の選任に関する同意を求めることについて …… １４
○閉会の宣告 …… １５
○署名 …… １７

第 3 回 臨 時 町 議 会

(第　1　号)

令和７年第３回広野町議会臨時会会議録（第１日）

令和７年５月９日（金曜日）午前９時開会

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会期の決定

日程第　３　議案第２９号　工事請負契約の締結について

日程第　４　議案第３０号　広野町監査委員の選任に関する同意を求めることについて

○出席議員（８名）

１番	西本久雄君	２番	渡邉忠義君
３番	高木光雄君	４番	渡邉正俊君
５番	西内玄太君	６番	北郷伯弘君
７番	遠藤浩君	８番	門馬まりえ君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	遠藤智君
副町長	杉浦孝幸君
教育長	根本良政君
参事兼総務課長	飯島洋一君
参事兼復興企画課長	加賀博行君
産業振興課長	黒田泰将君
建設課長	松本周次君
参事兼環境防災課長	佐藤尚文君
健康福祉課長	金子一隆君
こども家庭課長	北郷功君
参事兼町民税務課長	猪狩裕一君
会計管理者兼出納室長	横山正文君

参事兼教育次長 兼学校教育課長	遠　藤　義　宏	君
生涯学習課長兼 公　民　館　長	鯨　岡　圭　介	君

○本会議に出席した事務局職員

参　事　兼 議会事務局長	林　　聡　宏	君
議会事務局書記	黒　田　峻　介	君

○開会の宣告

○議長（渡邉正俊君）　改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は８名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和７年第３回広野町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前　９時００分）

○会議録署名議員の指名

○議長（渡邉正俊君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、広野町議会会議規則第127条の規定により、

２番　渡　邉　忠　義　君

３番　高　木　光　雄　君

を指名いたします。

○会期の決定

○議長（渡邉正俊君）　日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は本日１日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は本日１日と決しました。

今期臨時会の議事日程はお手元に配付のとおりでありますが、事務局長をして報告いたさせます。

（報告する。）

○議案第２９号　工事請負契約の締結について

○議長（渡邉正俊君）　日程第３、議案第29号　工事請負契約の締結についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　皆さん、おはようございます。本日第３回広野町議会臨時会を招集申し上げましたところ、議員の皆様にはご多用の中ご出席を賜り、御礼申し上げます。本日の議案は、急施

を要する案件についてご審議をいただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第29号の提案理由を申し上げます。本案につきましては、折木地区土砂採取区域完了工事の入札を去る４月30日に執行いたし、堀江・金村特定建設工事共同企業体が落札いたしましたので、工事請負契約を締結いたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、建設課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　建設課長。

（建設課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。

２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　それでは、質問させていただきますが、建設課長に質問いたします。

質問に当たり、今回の説明資料の中に工程表が見当たらないので、ちょっとお伺いしたいのですが、まず抵抗性クロマツの植栽する日時というか、日程はいつ頃を予定しているのか伺います。

○議長（渡邉正俊君）　建設課長。

○建設課長（松本周次君）　２番、渡邉忠義議員のただいまのご質問にお答えいたします。

植樹する時期につきましては、まず造成をしまして、客土をしてからということになりますので、そちらの状況を見ながら、準備ができましたら植樹のほうをしていきたいというようなことを考えておりまして、現時点でまだいつというようなところについては決めてはおりません。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　ありがとうございました。そうすると、前回の全協のときもその購入土なり、土が県あたりにも当たっても、今のところないのだというふうな話があったと思うのですが、それで土があり次第工事にかかるということの内容になっています、これ。それで、３月31日終わるのだということなのですが、いわゆる建設課長は、立場は道路を造ったり、建物を建てたり、そういうのが本来の業務としてやっているのですが、第１次産業分かるように農林漁業、農林、林業ということについては、なかなか角度的に理解できないなというふうにちょっと今ふと思ったのです。というのは、いわゆるここの造成森林のエリアを見ると、１万2,000平米のうち、先ほどの言った１ヘク当たり5,000本だから、6,150本ということは、２平米の中に１本という解釈でいいですよね。それで、しつこいようだけれども、これは森林の機能回復だから、いわゆる元にあった山に戻すのだよというだけのことの事業だ、これは。本来の大きな事業は。

さてそこで、このクロマツというのは角材でもないし、コンクリートでもないし、生き物だわな。生きているのよ。建設課長、分かるでしょう。生きているものだから、１年は365日あるけれども、

しかしそこに、農業なんかは季節を見て種をまいて、花が咲いて、収穫するという時期が決まっているのよ。それは森林も同じ、苗木も同じなのよ、生き物だから。分かる。それを本来であれば、我々も小さい頃は山に植付けというのをやったのです、杉とかヒノキとか。それは、時期的にはこれからなのよ。５月下旬から６月の梅雨行ったり来たりの頃の時期に山に行って、苗木を植える。それが育っていくものなの。分かっていたよね、このくらいのことは建設課長でも。それをこの事業には見えない。今５月でしょう。本来の植えなくてはならないのは、来月まであたりまでに植えなくてはならないことなのだけれども、今建設課長が言ったのは、土が１メーターをこの１万2,000平米のところにみんな埋まるまで、それをやってから植栽しますよということは、土もどこにあるかまだ分からないという現状の中で、そして来年の３月31日までには完成させなければならない。秋から冬にかけて植付けしたらどうなの、植物は。冬になれば植物は休眠するのだよ。その頃、何ぼ植付けのうまい人でもやりませんよ、枯れるから。しかし、この人たち、この受けた業者はそれも、植付けもやるのでしょう、植付けも。ましてやプロでも、建設に関してはプロだけれども、植付けはプロではないわな。たまたまこういう仕事出たから、ただちょこちょこっと掘ってみればいいというだけのことだから。そのときはいいよ。だけれども、根っこが張って緑を出さなかったら、赤くなっていたらみんな枯れてしまうのだよ。枯れたところを補償してくれるの、この建設会社。12月とか１月とか、そんな植栽したらば。そこまで考えて、建設課長、あなた、そういうこと指導した。俺はここが非常に疑問だったし、ちょっと建設課長にはそういうことを本当にきちっと考えて、全協のときもほかの議員の方が植付けは大変だからなって言ったこと、私聞いた記憶もあるのだけれども、それをあなたは恐らく聞いていないと思うのだけれども、あなたの耳には。それだけこういう生き物を育てる、つくっていくというのは、この工程が肝腎なのよ。

だから、私は少なくとも分けて仕事をやったらどうなのと言ったけれども、町長はそのまま突っ込んで、今年１年でやるという話になったのです。こういうことを私も心配して言ったのだけれども、それがこれやるよということだから、私は正直のところ、植栽しても松は枯れていくということを分かりながらやるという話だから、建設課長、もう６月時期はもう過ぎてしまうべ、だって。これから客土なんかできないでしょう、この１万1,000立米も。そのところを考えたのかどうか、ちょっとお聞きしたいです。

○議長（渡邉正俊君）　建設課長。

○建設課長（松本周次君）　ただいまの２番、渡邉忠義議員の質問にお答えいたします。

これだけの面積のところに6,125本の松を植樹するというようなことについては、工期的なものとか、かなり時間がかかるというようなことも承知していますし、またその時期的なもの、１年間でこの事業をするということについてはすごく、そういった植樹をする時期とか、そういったところも含めて、なかなか大変なものかなというようなことは重々分かっておりました。ただ、こちらにつきましては、林地開発の事業認可の期限とか、そういったもの等を考えておりまして、そちら

のほうの期間に少しでも早く森林に戻すということで事業のほうを進めていきたいというようなことで、それと公共事業については単年度事業というようなこともありますので、そちらについてはそういったことも考えた上でこの事業を進めていました。

あと、客土につきましては、こちらの設計については全て購入土として見ておりまして、土がどこにあるのかという、そういった心配のところの部分につきましては、建設会社のほうで応札をしていただいて、入札のほうをしておりますので、建設会社のほうでもその土の持ってくる先とか何かは当たりをつけた上で入札をして、契約しているのかと思います。そのほか、購入土として客土をしますが、そちらの土については、説明もちょっといたしましたが、県の公共事業で出てくる残土、そういったものも流用することによって事業費の節減につながらないかというようなことで、協議のほうを進めておりましたが、そちらについての今の状況といたしましては、夏井川の河川の土砂を使えるのではないかというようなことで、今そちらのほうの受入れについて協議のほうを引き続き進めているという、そういう状況となっております。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　建設課長のお話は、前段言ったのは、なかなか大変な事業だということも受け止めながらも業者に入札をかけた。入札した以上は、あと業者の責任でやってちょうだいねというあなたの言葉のような気したのだけれども、これで発注者側の責任というのは何なの。つまり、俺言っているのは、植える時期というのは決まっているのだよということを言いたいの。冬場に植えても、今建設業者だったらば、絶対枯らさないで植えられるという責任持てるの。それをやるよとあなたは言っているのだよ、建設業者に。最初から難しいと言っているにもかかわらず、時期がこういうものあるのだよというのにもかかわらず、業者にやらせるのだよ、あなたは。そして、枯れたらばあなたら業者の責任でしょうということになるのでしょう、現実に。それは町の、発注者側の責任はどうなの。再度質問します。

○議長（渡邉正俊君）　建設課長。

○建設課長（松本周次君）　ただいまの２番、渡邉忠義議員の質問にお答えいたします。

まず、工事の事業者の責任というところの部分のお話かと思います。そちらにつきましては、その目的のものが工事をする上で、その時期的なものについては事業者のほうと協議をしながら、植樹、そういったものを進めていきたいというふうに考えております。そして、その後万が一枯れた場合の補償等につきましては、建設会社のほうと協議をして、枯れたものに対する補植というようなことが必要ということになれば、そちらについてもちょっとお話をしていきたいかと思います。今回の抵抗性クロマツにつきましては、植樹の時期、そういったものについて再度その苗木を販売しているところと確認をして、進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　今渡邉議員が言われたようなことも私も疑問に感じていたのですけれども、まず私ちょっと質問したいのは、今回議会を開いた理由は、入札しました、それで仮契約を結びました、これは町と請負会社と。これで私議員になって４回目なのです、こういう案件。承認してくれと。そのとき、仮契約したという写しとか、何かそういうものが多分あると思うのですけれども、もし我々に提示はできなければ、例えば議長に提示して、これ間違いないですよというのをちょっと、私としてはずっと、これ４回目で、何となくどうなっているのかなということがあったので、もしその仮契約書を議長のほうにちょっと今ここで見てもらって、間違いないですということを確認できるかどうか、ちょっと質問したいのですけれども。

○議長（渡邉正俊君）　参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君）　３番、高木光雄議員のただいまのご質問にお答えします。

契約の議会の同意に関して、そのエビデンスとしてそういったものを議会のほうにお示ししたほうがいいのではないかというおただしでございますが、基本的には議会に付すべき事案として、工事であれば5,000万円以上の場合は議会の同意というか、議決が必要だということであります。こういった契約案件について、今まで仮契約書的なものをエビデンスとしてお示ししたことは過去にはございません。ただ、当然ながら事務室内にはあるわけでありますが、あくまでも信頼関係というか、行政側のやっていることに関して信頼を持ってそういった対応をいただいてきたのかなというふうには捉えてございます。仮にそういったどこまで出すのだと、例えば先に図面関係ももっと重厚に出したらいいのではないかとか、いろいろあると思うのですが、その辺の取扱いについては今後議会のほうと協議をしながら対応していきたいというところでございます。当然ながら、繰り返しになりますけれども、仮契約書は事務室内にはございます。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　承知しました。やっぱり仮契約を結んだということですから、これは当然町長あるいは代表者とこういう捺印して、決まってこういう議会に諮っているか、いずれそういうふうにちょっとしていただきたいというふうに思います。

それで、私のほうで、今の渡邉議員がいろいろ質問したこととちょっとダブるかもしれないのですけれども、私は、今回４月30日に入札を行いました。我々は、２月の20日に全員協議会でこの説明を受けました。３月の14日に予算委員会、予算というか、この審議の中で、この件に関してまた金額的なことも含めてやりました。先ほどちょっと建設課長のほうからさらりと、さらりとですよ、数量に関して変わったという報告がありましたけれども、私、そういう簡単なものではないと思うのです。我々議員、議会にそういう、全員協議会とか、あるいは予算審議会で、あるいはこの図面に関しても見たら、我々に説明したのは令和７年の１月31日付の図面、今回提示されたのは令和７

年の３月31日です。その図面で入札、その行為そのものが我々、いや、数量に関しては検討がいろいろあるのでしょうけれども、たった２か月の中で図面を変えて、それで入札するということ自体が私は間違っていると思います。我々議員を、議会を軽視しているのではないかと、この言葉はちょっとですけれども。

私は、本来であればそこの変更のところをこうしますと、今、私一般質問のときも残土に関しては１万5,000立米本当に大丈夫なのですかと言ったときに、副町長からも今探しているのですよということで、その辺もいろいろ多分見通しあるいはついて、それで多分発注されたと思うのですけれども、そういうことであれば、我々にきちっとしたこの予算書、予算書の数量というのは一番後ろに書いてあるわけですよね。このやつをこれでまず発注すべきだと思うのですけれども、私はそういう、業者云々ではないです。執行部としてこの予算あります、それを今度発注します、その過程のそういうようなことというのは、やっぱり我々議会のほうにもこう変わりますよと一回言って、それで入札をするのが普通かなと思いますけれども、これ町長、どういうふうに思いますか。

○議長（渡邉正俊君）　副町長。

○副町長（杉浦孝幸君）　３番、高木議員のご質問にお答えいたします。

全協の数字と客土、造成森林のクロマツの本数、あるいはのり面保護の数字の変更でございますが、２月の段階ですと実際には県からの森林開発の許可がまだ下りていない状況で、ほぼそれで申請できるぐらいの段階でのご提示した数字でございました。客土の心配もありましたところ、許可申請に当たりまして客土のほうをもう一度相談しましたところ、締め固めについてこの山ですと、森林法上で計算するともう少し少なくていいという指導がありまして、この数字になったものでございます。

また、クロマツの本数につきましては、森林法上の数字はご提示したときの数字でよかったのですが、実際許可を受けた後に県のほうから、広野町での森林の持てる数字がヘクタール当たり5,000本という数字がありまして、それを適用すべきではないかという指摘があったところから、このように増えたというところでございます。

いずれにしましても、この折木地区の土砂採取につきましては、森林に戻すということが最優先ということで、そういう観点からいわゆる適正な本数、数字に直したものと思って、議会を全く軽視するというつもりはなく、入札の執行まで至ったというところでございます。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（遠藤　智君）　３番、高木光雄議員のご質問にお答えいたします。ただいま前後して大変失礼しました。

まず、この県との取組につきましては、大規模森林開発、小規模森林開発、3,000平米を境にして、これは責任を持って履行するという取組において、県の指導を手続の中で賜ってきたと、受け止めてきたということでございまして、年度末から年度初めに向けて再度繰り返し、いわゆるこの

予算執行に向けて、事業執行に向けてこの手続に当たってきたということでございます。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　今副町長も、それから建設課長からも、県の指導だから、こういうふうに変わりましたと、それはいいです。だけれども、その変わったのを議会に何にも言わないで入札する、そこはどうなのですかと私言っているのです。我々は町民の代表です。町民からいろいろそういうふうに聞かれたときに、いや、町で県の指導があって、それで数量変えて、例えばですよ、我々、この２月の20日の時点ではクロマツということだったですよね。クロマツの高さが１メーターって、本当に現実的にクロマツの１メーターってありますか。私は、県が言っている抵抗性のクロマツ、もう50センチくらいですよね。我々もこれ防災緑地、広野町のね、あのとき手伝いました。あれだって多分あそこ１万平米くらいで、この本数、２平米に１本植えました。ポットですからね、ポット。今渡邉議員も本当に瑕疵とか、そういう期間とか、いろいろありましたけれども、これらなんか本当にやろうとすれば、町民の力も借りるとか何かすれば、もう本当に材料があればぱぱっと植えれますよ、植えるのはね。だけれども、それは枯れる、枯れないはもう瑕疵期間の補償の問題ですから、私はですからそういった数量とか何かはやっぱり、どうしてもそういう行為に関しては、私の中に関してはちょっと納得できません、これに関しては。

それと、ちょっと私も、先ほど客土、県とか夏井川どうのこうのと今言ったけれども、そういった土を通常であれば請負会社が全部見て、全部請負の中に購入土を買って、購入土を買うということは、購入土を買うといえば、いついつの時期に何立米、単価これで下さいって持ってくるわけです。ところが、やっぱりそういう例えばほかのところから持ってきてもらうとかなんとかというと、何となく持ってくる時期とか何かというのは、そっち側のほうが主導になってしまうのかなということで、私は大本この道の駅が中止になった大きな原因は、私個人的にはそういう土を自分で自由に処分できないということかなと私は思っています。要するに自分が持ってきたい、だけれども相手があるから、相手が持っていくとかなんとかとすると、そういうところがやっぱり大きな原因だったと思うので、ですから今回だってその土を、請負会社が持ってくるのだったらもういいですよ。自由に持ってきて、その工程に合わせて、さっき渡邉議員も言ったときに、よし、ではその１万2,000立米ぐらいですか、これはもういついつまでに持ってきて、そして秋の最低でも10月くらい前には植えるということをできると思うのですけれども、そういうほかからそれを持ってくるということを頼ってしまうと、なかなかこういう工程の確保もちょっと難しいのかなと思うのですけれども、その辺、副町長、どうでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　副町長。

○副町長（杉浦孝幸君）　客土につきましては、２月の全員協議会でもいろいろご指摘いただきましたので、少し申し上げますと、建設課長が言いました夏井川の河川の土砂については、県の公共事

業の土砂の融通のスキームがありまして、前にもお話ししたとおりなのですが、そこである程度の数量はめどがついておりますが、ちょっと忘れましたが、法律的な許可、それをこっちに持ってきていいかどうかという、ちょっと法律忘れてしまったのですが、許可申請に当たるのかどうかを今相双建設事務所で検討していただいていまして、それがめどがつけば購入土の数字がまたこれから減りまして、なおかつ購入よりも持ってくる運搬のほうが安いですから、金額も縮小するというふうになっていまして、ちょっと許可申請の手続を待っているというのが今の段階でございます。逆に言いますと、応札しました堀江・金村のＪＶのほうにつきましては、購入土で対応できるというふうには一応なっていますが、安いほうが間違いなくよろしいと思っていますので、そのめどがつきましたら、受注者とお話ししながら金額をもう一回計算し直して、また議会のほうにお示ししたいと、このように考えてございます。

また、クロマツの手配につきましては、やはり県からクロマツ6,000本ということ、それも１メートルということなので、法律上はそのとおりだとしても、実際手当て、どこかにあるのかどうかも実は手配していまして、農林事務所を通じまして、新地町にそういう苗の業者がありまして、そこにはこの本数以上のものがありまして、こちらのほうに使うので、この6,150本ですか、それを押さえていただいていると、こういう状況でございます。

〔「はい、議長」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑３回までなので、制限されています。

１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　それでは、質問させていただきたいと思います。

若干重複する部分とか類似する部分があると思うのですが、まず１点目、先ほど高木議員からもありましたが、当初予算の中では２億5,000万円程度の予算計上がされていました。今回、受注額１億9,000万円となっています。差額として6,700万円程度見受けられます。先ほどの質疑の回答の中で、締め固め土、盛土厚の変更により予算が縮小されたという回答でしたが、それだけでこれ6,000万円減っているのでしょうか。大きな理由、これ大分6,000万円というと大きな幅なので、それが大きな原因で減っているのでしょうか。また、当初クロマツ2,000本程度のやつが抵抗性クロマツになって、6,000本になっています。そこが増額になって、減額要素があったとしても、ここまで大きく減額される設計になるとはちょっと思いにくいのですが、減額された大きな理由とは何でしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　建設課長。

○建設課長（松本周次君）　ただいまの１番、西本久雄議員のご質問にお答えいたします。

当初予算のほうに計上しておりました２億5,700万円の事業費につきましては、２月20日の全員協議会のほうでも説明いたしました資料のとおりとなっておりまして、今回、２月20日の全員協議会で説明いたしましたものが２億5,700万円の中身となっておりまして、そのときの客土について

は１万5,434立方メートル、こちらが先ほどお話ししました土の締め固めの係数のほうを掛けて１万5,434立米としておりましたが、そちらについて締め固めの率の分減ったような形になりまして、それが変更後として１万1,932.5立米という今回の数値となっております。

造成森林のほうのクロマツの植樹の本数につきましても、2,400本、こちら林地開発の基準による１ヘクタール2,000本というところでの計算となっておりましたが、こちらが１ヘクタール5,000本ということになりましたので、そちらについて6,150本というようなことで増えております。こちら積算をいたしまして、本当にその結果で２億5,700万円が２億1,000万円に下がっているというものとなっております。本当にそれだけでこれだけの数値が下がっているという、そういう状況となっております。

説明は以上です。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　ありがとうございます。そうすると、本当に大きく変わったのは、盛土厚、締め固め土により土量の変更があったということなのですね。流用土が入っているとか、そういうことではないでよろしいですか。設計書の中にそういった項目は記載されていないと。分かりました。

先ほど流用土についてもありましたが、渡邉議員等もありましたが、森林の林地開発、回復工事についてはやはり、項目として私ちょっと見ましたが、自然環境の保全、再生、土砂流出、崩壊の防止、工事周辺の景観保護、こういったことを目的として森林の回復等を行われると思うのです。流用土を今後採用されるに当たっては、クロマツに適した、また植栽に適したもの、また道の駅の跡地という、防災のあそこの跡地というのは斜面でもあるので、流出防止、だから盛土に適したものでもあるということを念頭に置いて材料を探していただきたい。受け入れるに当たっても、その辺をしっかりと発注者、執行部側で確認して受け入れてほしい。業者側にその負担が、流出するのは業者の片づけ方が悪いのだよとか、そういうことではなく、流用土を使うのであればそういったことも加味して材料の、安くなることはいいことだと思うのですが、そういった負担になる行為であるならば、私はそれはちょっと賛成できないなとは思います。そういったところを念頭に、土質について、土量について、回復工事については建設課で臨んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（渡邉正俊君）　建設課長。

○建設課長（松本周次君）　ただいまの１番、西本久雄議員のご質問にお答えいたします。

今回の工事の流用土の取扱いにつきましては、今現在県の夏井川の河川の土を流用するというようなことで協議のほう進めておりますが、その土につきましては相双農林事務所のほうにも確認していただいて、客土の上層と下層と２つの層に分かれていますが、下層の部分について土として使えるだろうというようなことでお話は聞いておる土であります。そのほか、流用土をもし可能なと

ころがあったものについては、町のほうで土質等確認のほうをいたしまして、事業者のほうに負担の行かないような形で、お互いに協議をしながら進めていきたいと考えております。

〔何事か声あり〕

○建設課長（松本周次君）　すみません。先ほど県のほうに見ていただいたという土なのですが、こちらの土につきましては夏井川の河川の土砂ということで、そちらも見ておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　その点については、よろしくお願いしたいと思います。植栽、先ほど生える、生えないというところもありますので、ペーハー値とか、そういったところも十分押さえながら、クロマツに適した土壌であることを願って、あと下層だといいというお話もありましたが、それは施工性の問題もありますので、そういったところも請負会社と監督員が相談をしながら、適切に使うようにしていただきたいと思います。

もう一点だけちょっと確認させていただきたいと思います。頂いた図面の中で、基線の中でオレンジ色の一番南側の部分ですかね、造成森林と書かれて引き出し線のないナンバー３までのエリア、オレンジになっているところです。ここのオレンジになっている部分は何をされるのですか。ナンバー３プラス幾つだと思うのですけれども。

○議長（渡邉正俊君）　建設課長。

○建設課長（松本周次君）　ただいまの１番、西本久雄議員のご質問にお答えいたします。

平面図の中の濃いオレンジ色で着色されているところの部分かと思います。こちらについても抵抗性のクロマツを植樹することとなっております。そのほかの薄いところの部分との違いというところなのですが、薄い黄色いところの部分については、現況が少し窪地になっているというようなこともありまして、その薄いところの部分については下層65センチ、上層60センチの客土をしまして、オレンジ色のところの部分については、現況の地山のところにつぼ掘りをして、クロマツを植える部分をつぼ掘りして、客土して、そこに一本一本クロマツを植樹するという、そういう計画となっているところです。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　１点だけ確認させていただきたいと思います。

先ほど来、議員の皆さんからいろいろと、クロマツの植える時期の問題であったり、あと土砂の問題、こういったものあるというところで、そこは確かに今後対応していくというところが大事だなというふうに思っておりますけれども、今回のこの事業の目的、こちら表記してありますけれども、森林機能を回復させると、なおかつ安全に完了させるというところ、この森林の機能回復、これがしっかりこの工事によってできるのだという、そういう理解と、我々がそう理解する、あるい

は信頼する、信用するというところで、建設課長のほうから間違いなくやりますよというような答弁等いただければと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（渡邉正俊君）　建設課長。

○建設課長（松本周次君）　７番、遠藤浩議員のただいまのご質問にお答えいたします。

今回のこちらの工事につきましては、町の事業として進めていた道の駅の跡地の部分が中止となったことから、そちらについて安全に森林機能を回復させるというようなことで進めているものとなっております。こちらにつきまして、計画についてもしっかりと基準、そういったものに基づいて計画のほうされておりますので、これを工事を完成させることによって、折木地区のあそこの部分について安全に森林を回復できるよう取り組んでいきたいと思います。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず最初に、反対の討論の方を認めます。

２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　今回の入札に当たりましては、時期というものを考慮しないで執行したということでありまして、私はこの内容については納得できませんので、反対させていただきます。

○議長（渡邉正俊君）　次に、賛成の方の討論ありませんか。

８番、門馬まりえさん。

○８番（門馬まりえさん）　今回のこの工事につきましては、道の駅の計画から始まって、それから途中で岩盤が出たということで、何か見落としがなかったのかということで、議会においても調査委員会を立ち上げて、１年間検討してまいりまして、執行部側の瑕疵はなかったというような報告書も出されていますので、今回多少、渡邉議員が話しするように、植樹についてはいろんな時期も考慮して、もう少し細かく説明があればよかったなと思っていますが、この工事が新しい折木地区の開発の第一歩につながると思いますので、折木の人たちも皆さん、いつまであのままなのだという声も事実上がっておりますので、私としてはこの仮契約を賛成し、次の第一歩にしていきたいなと思いますので、賛成よろしくお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　次に、反対の方の討論を許します。

反対の方の討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　これで討論を終わります。

議案第29号　工事請負契約の締結についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第29号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数（賛成５名、反対２名)〕

○議長（渡邉正俊君）　起立多数です。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

○議案第３０号　広野町監査委員の選任に関する同意を求めることについて

○議長（渡邉正俊君）　日程第４、議案第30号　広野町監査委員の選任に関する同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第30号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、監査委員の鯨岡公一氏が去る３月31日付をもって辞任されたことから、新たに針生寛美氏を適任者と認め、監査委員に選任いたすための提案であります。

よろしくご審議の上、ご同意くださるようお願いいたします。

なお、本人に係る履歴書を配付いたしたいので、許可くださるよう併せてお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　ただいま町長からの申出のありました履歴書を配付いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

それでは、配付いたさせます。

（配付する。）

○議長（渡邉正俊君）　なお、議案終了後、配付されました履歴書を回収いたしますので、よろしくお願いします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第30号　広野町監査委員の選任に関する同意を求めることについてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり同意されました。

○閉会の宣告

○議長（渡邉正俊君）　以上で本臨時会に付議された案件は全て終了いたしました。

閉会に先立ち、町長より挨拶があります。

町長。

○町長（遠藤　智君）　ただいまはご質疑、ご議決をいただきましてありがとうございました。ただいまご質疑をいただきました様々なご指摘、そして確認すべきこと、そしてしっかりと対処することにおきましては、関係各位としっかりと協議をして、そして係る目的に向けて町が責任を持って対処することについて、庁内の確認行為と、そして必要に応じて議会の皆様にご説明を申し上げてまいりたいと思います。この工期の中において、これまでの経緯を踏まえてからではなく、必要と判断を求めることについては、それを捉えることについてはしっかりと説明を申し上げてまいりたいと、このように考えます。議会の皆様のご理解をいただきながら、この行政事務執行にしっかりと当たってまいります。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（渡邉正俊君）　これで令和７年第３回広野町議会臨時会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

（午前１０時０３分）

以上会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

議会議長　　渡　邉　正　俊

署名議員　　渡　邉　忠　義

署名議員　　高　木　光　雄